

なぜ今？“科学的で人権を守れる”放射線被曝評価体系が必要か？

矢ヶ崎克馬

- ①ICRP は「放射線被ばくの原因となる有益な行為を不当に制限することなく、人を防護するための適切な標準を与える」（1990年勧告）と宣言し核産業の維持を最優先しています。防護3原則などの原理です。
- ②ICRP2007年勧告は防護措置を「事故が起きたら最早健康保護を行わない」と変化させました。放射線被曝から人々を保護しないことを合理化したのです。
- ③科学的に調査された放射線被害を無視する姿勢が貫かれました。
- ④防護評価体系から科学の背骨を取り外しました。
因果関係の科学とは、外部からの刺激を受けて物体内で変化が生じ（内部応答）、その内部応答の結果現象が生じるというものです。
ICRP は一番研究しなければならない「内部応答」を抹殺したのです。
- ⑤ICRP の恣意的創造物理量である、「生物学的等価線量」は電離・分子切断の密集からもたらされる「内部応答」を架空の線量「等価線量 (Sv)」が高いことに「変換」しリスクを線量概念だけに還元したのです。
- ⑥実効線量はリスクをガン（確率的影響）のみに限定しています。
- ⑦東電福島原発事故の際に日本では、「法治主義の放棄」がなされました。無視された法律は、災害対策基本法、原子力災害対策特措法、炉規法、電離則等々です。「災害救助法」では原発事故をはじめとする原子力災害について法の指定を怠っています。
- ⑧健康被害も全国的な規模で非常に深刻な状況です。
- ⑨「科学を欠いた」体系により、どのように放射線被害の状況が隠蔽されたか
 - (1) 組織内で電離される対象を DNA に限定し下記の因子を無視しました。
 - a. 内部被曝 ①短飛程粒子線、②不溶性微粒子、③可溶性微粒子、④新陳代謝の少ない臓器
 - b. 水の電離に伴う活性酸素 ①酸化ストレス症候群、②ペトカウ効果、
 - c. 電離される組織 ①ミトコンドリア、②ミトコンドリア DNA、③細胞膜、④心臓/脳組織、⑤あらゆる組織
 - d. 放射線生理学的現象 ①バイスタンダー効果、②ペトカウ効果、③ゲノム不安定性
④アポトーシス
 - (2) 電離・分子切断の修復力無視 ①体力・免疫力の低下者（病人・お年寄り・男女の感受性差）、②、ホルミシス効果、
 - (3) 組織的影響と確率的影響の両者に「100mSv 以下のリスクは感知できない」という低線量のリスク無視を行っています。
 - (4) 内部被曝に関連する被害を見えなくする「計量方法」の強制を行っています。計測単位を組織・臓器に限定して「平均値を用いる」。
- ⑩今“科学的で人権を守れる”放射線被曝評価体系が必要なのです。